足利市地域防災計画

復旧•復興編

令和6(2024)年3月 足利市防災会議

災害復旧・復興編 目 次

第1章 復	夏旧・復興	3
第1節	復旧・復興に係る基本的方向の決定	3
第1	基本方針の決定	3
第2	計画的復興の推進	3
第2節	住民生活の早期再建	6
第1	被災者相談	6
第2	罹災証明書の交付	6
第3	住宅対策	6
第4	雇用の確保、安定	6
第5	租税等の特例措置	7
第6	産業対策	7
第7	被災者生活再建支援制度	8
第8	災害弔慰金の支給・その他資金等の支援	9
第9	被災者支援制度の周知	. 10
第3節	インフラ施設等の早期復旧	. 11
第1	迅速な原状復旧	. 11
第2	災害復旧事業の種別	. 11
第3	災害復旧事業実施方針	. 12
第4	激甚災害の指定に関する計画	. 13

第1章 復旧・復興

第1節 復旧・復興に係る基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧か、さらに災害に強いまちづくりへの計画的復興を目指すか早急に検討し、復旧・復興に係る基本的方向を定める。

【対策項目と実施主体】

	項目	市担当部	関係機関等
第 1	基本方針の決定	総合政策部	
第2	計画的復興の推進	総合政策部、行政経営部、	
		健康福祉部、生活環境部、	
		産業観光部、都市建設部、	
		上下水道部、教育委員会事務局	

第1 基本方針の決定

1 実施体制

市(総合政策部)は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方針を定める。

2 市民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

3 国、県等職員の派遣要請

市(総合政策部)は、復旧・復興に当たり、必要に応じて国、県等に職員の派遣等協力を求める。

第2 計画的復興の推進

1 災害復興本部の設置

市(総合政策部)は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて災害復興本部を 設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施 する

なお、災害復興本部の構成及び事務分掌については、設置の際に定める。

(1) 本部員の任務

構 成 員	任務
本部長市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員 教育長 及び各部長等	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他必要に応じ市名	長が指本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 復興本部会議

構成員	事務
本部長、副本部長、本部員、市長の	○復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整。
指名する者	○各部の重要事項の報告。

(3) 各部の事務分掌

部名	分掌事務
総合政策部、行政経営部	○復興に関する総合的企画及び調整に関すること。 ○復興本部会議の事務局に関すること。
健康福祉部、生活環境部、教育委員 会事務局	○住民の生活、文化の復興に関すること。
産業観光部	○地域産業の復興に関すること。
都市建設部、上下水道部	○都市機能の復興に関すること。

2 復興計画の作成

市(総合政策部)は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮し、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指す場合には、復興計画を作成の上計画的に復興を推進する。

また、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が内閣府に設置された災害 (以下「特定大規模災害」という。)による被害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する 法律第10条に基づき、県の復興基本方針に則して必要に応じて県と共同して復興計画を定める。

なお、同法に基づき、市の復興計画に定める事項は次のとおりである。

- ① 復興計画の区域
- ② 復興計画の目標
- ③ 市の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

3 分野別事業計画の作成

市は、被災地域の本格復興を推進するため、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の復興事業計画を策定する。

(1)都市機能の復興に関する計画

市(都市建設部、上下水道部)は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等に配慮した都市基盤の復興計画を策定する。その際、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を得るよう努める。

(2)住宅の復興に関する計画

市(都市建設部)は、被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設、面的整備に伴う住宅建設等に留意した計画を必要に応じて策定する。

(3) 生活・教育の復興に関する計画

市(健康福祉部、生活環境部、教育委員会事務局)は、被災者の安全、安心、快適な暮らしを早期に実現するため、コミュニティづくり、保健・医療・福祉サービスの充実、被災児童生徒等のケア等に留意した計画を必要に応じて策定する。

(4)地域産業の復興に関する計画

市(産業観光部)は、著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復興を図るとともに、災害を機に持続的発展を可能にする新産業構造の構築及び安定した雇用を確保するた

めの計画を必要に応じて策定する。

(5) その他の事業計画

上記の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要な対応を要する分野があると認める 場合は、当該分野に係る復興事業計画を策定する。

第2節 住民生活の早期再建

被災した市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は生活相 談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

【対策項目と実施主体】

	項目	市担当部	関係機関等		
第 1	被災者相談	生活環境部			
第2	罹災証明書の交付	行政経営部			
第3	住宅対策	都市建設部	県		
第 4	雇用の確保、安定		栃木労働局		
第5	租税等の特例措置	行政経営部、健康福祉部、	日本放送協会、東日本電信電		
		生活環境部、都市建設部、	話(株)、東京電カパワーグリ		
		上下水道部	ッド(株)、足利ガス(株)		
第6	産業対策	産業観光部	県、金融機関		
第 7	被災者生活再建支援制	総合政策部			
	度				
第8	災害弔慰金の支給・そ	健康福祉部、産業観光部	市社会福祉協議会、		
	の他資金等の支援		金融機関		
第 9	被災者支援制度の周知	総合政策部	防災関係機関		

第1 被災者相談

市(生活環境部)は、各部や関係機関と連携して被災者や被災企業の再建支援、自立復興についての相談や案内を通じて市民生活の早期回復を推進する。

- ① 総合的な災害相談窓口等を開設する。
- ② 長期化する場合は、相談組織の再編等を行うほか、必要に応じて巡回相談を実施する。
- ③ 市外へ疎開等を行っている被災者との連絡体制を確保し、被災者支援情報を提供する。

第2 罹災証明書の交付

市(行政経営部)は、住居被災者に罹災証明の交付手続きを周知、案内し、必要に応じて罹災証明 発行窓口を設置して罹災証明書を交付する。また、罹災証明の対象とならない工作物等の被害につい ては、被災証明書を必要に応じて交付する。

その他詳細は、罹災証明書等発行マニュアルによる。

第3 住宅対策

市(都市建設部)は、県、国の支援のもと、必要に応じて災害公営住宅の整備、公営住宅への特定 入居等を検討する。また、県(県土整備部)や関係機関の協力を得て、民間賃貸住宅等に関する情報 を被災者に提供する。

第4 雇用の確保、安定

栃木労働局は、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

足利公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

① 被災者のための臨時職業相談の実施

- ② 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施
- ③ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

足利公共職業安定所は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明 書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)第25 条に定める措置を適用する激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して基本手当を支給する。

第5 租税等の特例措置

1 市税等の特例措置

市(行政経営部)は、地方税法、足利市税条例、足利市国民健康保険税条例等に基づき、市税等の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

2 公共料金の特例措置

市、ライフライン機関、NHKは、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

- ① 保育料の減免 <健康福祉部>
- ② 市営住宅家賃等の減免 <都市建設部>
- ③ 上下水道料金の減免等 <上下水道部>
- ④ し尿くみ取り手数料の免除等 <生活環境部>
- ⑤ ごみ処理手数料の減免 <生活環境部>
- ⑥ 電話料金・電話工事費の減免等 <NTT東日本>
- (7) 電気料金・工事費負担金の免除等 <東京電力パワーグリッド(株)>
- ⑧ ガス料金の納付延長等 <足利ガス(株)>
- ⑨ テレビ受信料金の免除等 < NHK>

第6 産業対策

1 中小企業対策

災害により被害を受けた中小企業者に対し、既往の制度融資等の債務について、償還の猶予及び 償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融 資を行い、震災が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

2 農林業対策

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、 市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県(環境森林部、農 政部)は市(産業観光部)に対して基準の範囲で、次の助成を行う。

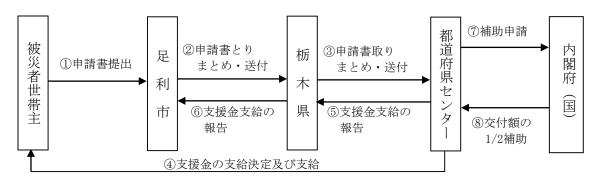
補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農作物	30%~70%未満	
州音玉奶你用展采購八負 寺柵 奶	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%~70%未満	
	果樹桑樹	30%以上	1/2以内
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	1/25/1
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類	70%以上	

	(収	(穫直前)		
果実の選果等作業費補助	果	実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業	農作物、	きのこ類に係る	70%以上	
費補助	農作物育品	戊管理用施設等	10/0以上	

第7 被災者生活再建支援制度

1 被災者生活再建支援制度

市(総合政策部)は、被災者生活再建支援法が適用された大規模災害で著しい住宅被害を受けた 世帯に対し、被災者生活再建支援金の申請を受け付けた上で申請書等の確認を行い、とりまとめて 県への報告等を行う。



(1)対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市 町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村(人口10万人未満に限る)で5世帯以上の 住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑤ ③又は④の都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満に限る)で①~ ③のいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の 住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)又は2世帯以上の住宅全壊被害が 発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ① 居住する住宅が全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等の事由により住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支給額(基礎支援金と加算支援金の合計)

		加質支援金	(住宅の再建方法)	合計限度
		川升入坂亚	「圧化りがたりばり	

被害程度	世帯 人員	基礎支援金	建設・購入	補修	賃借	額
全壊・解体・	単数	75万円	150万円	75万円	37.5万円	225万円
長期避難	複数	100万円	200万円	100万円	50万円	300万円
大規模半壊	単数	37.5万円	150万円	75万円	37.5万円	187.5万円
八风保十级	複数	50万円	200万円	100万円	50万円	250万円
中規模半壊	単数	_	75万円	37.5万円	18.75万円	75万円
下风 没 十级	複数	_	100万円	50万円	25万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる.

2 栃木県被災者生活再建支援制度

市(総合政策部)は、被災者生活再建支援法が市域に適用されない災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、同法と同等の支援金の申請を受け付けて支給し、市町村振興協会へ報告する。

(1)対象となる自然災害

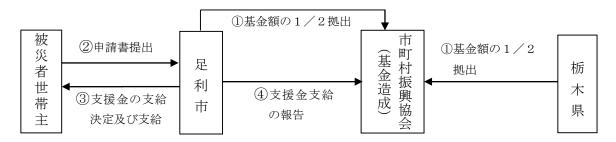
暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害

(2) 対象世帯

本項1の(2)と同じ

(3) 支給額

本項1の(3)と同じ



第8 災害弔慰金の支給・その他資金等の支援

1 災害弔慰金の支給等

市(健康福祉部)は、足利市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときも含む)に精神又は身体に著しい障がいがある市民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

2 災害見舞金の支給

市 (健康福祉部) は、足利市災害見舞金等交付規則により、災害により死亡した市民又はその遺族、負傷者、住家が被災した世帯に、災害見舞金を支給する。

3 資金の貸付

市(産業観光部)及び関係機関は、法令等に基づき、被災した市民、中小企業、農林漁業者へ金融支援や情報提供を行う。

<融資・貸付等の概要>

資金名等	対 象 者	窓口
市町村災害援護資金原資貸付制度	一定の被害を受け、住民への貸付を行 う市町村	県 (生活文化スポーツ部)
生活福祉資金 (災害援護資金) (住宅資金)	災害弔慰金の支給等に関する法律の貸付対象外の低所得世帯、障害者世帯、 高齢者世帯	社会福祉協議会
災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
勤労者生活資金	一定の要件を満たす県内居住者	中央労働金庫
経営安定資金 (事業活動継続融資)制度	一定の事業実績、罹災証明を有する中 小企業者等	金融機関
農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	市長の認定を受けた被害農業者	金融機関
災害条例資金制度 (災害経営資金、施設復旧資金)	一定以上の被害を受け、市長の認定を 受けた農林業者	市(産業観光部)
天災融資制度	一定以上の被害を受け、市長の認定を 受けた被害農林業者	市(産業観光部)

第9 被災者支援制度の周知

市(総合政策部)及び関係機関は、被災者支援策を実施するときは、次のような広報手段を用いて 速やかに被災者に周知を図る。

- ① 市消防・防災情報メールの配信
- ② 市の広報車による巡回放送
- ③ 市の災害広報紙、チラシの配布・掲示
- ④ 市、関係機関等のホームページ、SNSへの掲示
- ⑤ 放送事業者へのテレビ・ラジオ放送の要請
- ⑥ 新聞社への記事掲載の要請

第3節 インフラ施設等の早期復旧

公共施設の早期復旧を図るため、市、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査把握し、早期に 復旧事業を実施する。

【対策項目と実施主体】

	項目	市担当部	関係機関等	
第 1	迅速な原状復旧	各部	防災関係機関	
第2	災害復旧事業の種別	各部	国、県	
第3	災害復旧事業実施方針	各部	防災関係機関	
第 4	激甚災害の指定に関す	各部	県	
	る計画			

第1 迅速な原状復旧

市(各部)、防災関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- ① 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- ② 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。
- ③ 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- ④ ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安 を明示すること。
- ⑤ 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧事業名	関係省庁	県担当部
1 公共土木施設災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事		
業費国庫負担法)		
(1) 河川	国土交通省	県土整備部
(2) 砂防設備	国土交通省	県土整備部
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省	環境森林部
(4) 地すべり防止施設	国土交通省	県土整備部
	農林水産省	環境森林部・農政部
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部
(6) 道路	国土交通省	県土整備部
(7)下水道	国土交通省	県土整備部
(8) 公園	国土交通省	県土整備部
2 農林水産業施設等災害復旧事業(農林水産業施設災害		
復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)		
(1)農地・農業用施設	農林水産省	農政部
(2) 林業用施設	農林水産省	環境森林部
(3) 共同利用施設	農林水産省	環境森林部・農政部

3 文教施設等災害復旧事業		
(1)公立学校施設(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	文部科学省	教育委員会事務局
(2) 私立学校施設(激甚災害法)	文部科学省	経営管理部・保健福祉部
(3)公立社会教育施設(激甚災害法)	文部科学省	教育委員会事務局・生活文化スポーツ部
(4)文化財	文部科学省	教育委員会事務局
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉部
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉部
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	環境森林部
7 医療施設災害復旧事業		
(1)公的医療機関	厚生労働省	保健福祉部
(2) 民間医療機関(資金融資)	厚生労働省	保健福祉部
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉部
9 都市施設災害復旧事業(都市災害復旧事業国庫補助に		
関する基本方針)		
(1) 街路	国土交通省	県土整備部
(2)都市排水施設	国土交通省	県土整備部
(3) 堆積土砂排除事業	国土交通省	県土整備部
(4) 湛水排除事業	国土交通省	県土整備部
10 住宅災害復旧事業(公営住宅法)		
(1) 罹災者公営住宅の建設	国土交通省	県土整備部
(2) 既設公営住宅の復旧	国土交通省	県土整備部
(3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省	県土整備部
11 災害関連緊急事業		
(1) 災害関連緊急治山事業	農林水産省	環境森林部
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省	環境森林部
(3) 災害関連緊急砂防事業	国土交通省	県土整備部
(4)災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省	県土整備部
(5)災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	県土整備部
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業(がけ特)	国土交通省	県土整備部
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省	県土整備部
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省	県土整備部
12 その他の災害復旧事業等		
(1) 鉄道施設(鉄道軌道整備法)	国土交通省	都市建設部
(2)公共土木施設に関する災害時における工事施工中	国土交通省	都市建設部
の手戻り工事		
(3) その他の復旧作業	(関係省庁)	(関係部局)

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

市(各部)、防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部 又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を 立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続をとり、 災害査定前に復旧工事に着手するよう努める。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合に激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、県は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

市(各部)は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。 (適用対象となる復旧事業等)

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置(法第5条)
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助(法第7条)
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例(法第12条)
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(法第9条)
- ・十地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(法第10条)
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助(法第11条)
- ・森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(法第14条)
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(法第20条)
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(法第25条)